

# 宇都宮市立瑞穂台小学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和6年4月1日)

## はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### (1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

### (2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

#### ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図

るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。

- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

#### ②いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

#### ③いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

#### ④家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

#### ⑤関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等関係諸機関との連携を図りながら対応にあたる。

## ①いじめ等対策委員会

### 〔構成員〕

校長，副校長，教務主任，学習指導主任，児童指導主任，学年主任，養護教諭，教育相談係，関係児童学級担任，スクールカウンセラー（地域学校園ＳＣ）

その他，事案に応じて PTA の代表者や地域協議会委員，医師等を構成員に加えるなど，柔軟に対応する。

### 〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめの認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善 など

## ②校内研修

- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- ・ 市教育センター，総合教育センター等外部講師を招いてのＱ－Ｕの事例検討会

## ③生活当番等

- ・ 月別児童指導の目標（生活目標）は，児童の実態に即した本校の教育目標に基づき，育成しようとする児童像にふさわしいものにする。（※みずだい３つの約束を関連させる「元気なあいさつ」「だれにも親切」「正しい言葉づかい」）

## （２）いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については，市，家庭，地域，関係機関等と連携して行う。また，各種年間指導計画の作成にあたっては，いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで，学校が組織的に，いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく，全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり，認知したいじめについては，いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら，いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また，本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを，学校のホームページや各種たよりで公開したり，保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等，様々な機会を捉えて，積極的に周知したりする。

### ①いじめの防止

「いじめはどの児童にも，あらゆる場面で起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

#### ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施（５月，９月，１月）
- ・ 中学入学予定者に関する情報交換会の実施（３月）
- ・ 学校間における情報交換
- ・ いじめ根絶標語の作成と学校間における交換，掲示（５月）

#### イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ いじめゼロ強調月間のスローガンの掲示
  - ・ いじめゼロシール着用
  - ・ いじめに関するアンケートの実施（年6回）
  - ・ 「いじめゼロこころのチェックシート5」での各教室での振り返り
  - ・ 学級担任による教育相談の実施
  - ・ 教職員の休み時間等の巡回
  - ・ いじめ根絶を目指した啓発ポスターの作成
  - ・ 学校だよりによる地域への情報発信  
（いじめ問題に関する情報提供や、いじめ問題解消に向けての啓発）
  - ・ 児童指導だよりでの「いじめゼロ」特集号をアンケート実施後発行
- ウ 「宮っ子心の教育」の実施
- ・ 道徳科の授業の充実（豊かな心の育成）
  - ・ いじめに関わる内容（「生命の大切さ」「思いやり」等）を含んだ道徳科の授業の実施
  - ・ 人権意識の高揚を図る人権週間の実施（6月・11月）
  - ・ 思いやりの心、協力し合う心を育てる縦割り班活動（なかよし瑞穂野）の充実
- エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
- ・ 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定
  - ・ 児童会を中心としたいじめ根絶運動・集会の実施（「いじめゼロ集会」9月）
  - ・ よりよい人間関係を築くための特別活動の充実
- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
- ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
  - ・ 学習計画への位置付け（教科・道徳・学級活動等）
  - ・ 情報モラルについての出前授業の実施
- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
- ・ いじめアンケート調査の分析と共通理解
  - ・ 学級経営案の評価
  - ・ 心のノートの点検
  - ・ 遊びの様子や言動についての把握と情報交換
  - ・ 職員会議の後の定期的な情報交換
- キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解促進のための指導

## ②いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

- ア 児童、保護者への相談窓口等の周知
- ・ 家庭訪問、学級懇談会、個人懇談会等での意思疎通
  - ・ 教育相談の充実
  - ・ 学校への相談方法について周知を図る。  
→学年だより、学校だより、学校HP等の活用

- ・ いじめ根絶に関する掲示物
- イ スタandardダイアリーの活用
  - ・ 担任と保護者によるスタandardダイアリーの点検
  - ・ 児童が「学校生活の振り返り」や「悩み」を書けるような工夫
  - ・ 担任と保護者による情報交換の場としての活用
- ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
  - ・ 児童への定期的なアンケート調査（年4回以上）や教育相談（年2回以上）等の実施
  - ・ アンケート調査を教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりするなど、実効性の向上
  - ・ いじめアンケートの実施
    - （5月、6・7月、8・9月、10・11月、12月・1、2月）
  - ・ 年2回の教育相談の実施（6月・11月）
  - ・ すべての教育活動の中で、すべての児童を対象によりよい自己実現を目指した指導支援を行う。（例①：担任に気軽に相談できる雰囲気づくりと信頼関係・児童理解および学級集団の人間関係の向上を図る。例②：日記指導・学習指導・特別活動）
- エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見
  - ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりするなど、ネットいじめを早期発見
  - ・ 家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発
  - ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童への指導
  - ・ 情報モラルに関する授業参観の実施
  - ・ 各種たよりによる情報の提供と啓発
  - ・ インターネット講習会等の開催
- オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施
  - ・ いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用、校内研修を実施
  - ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修会の実施（7月）
- カ いじめの認知に対する共通理解の構築
  - ・ いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」のかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断
  - ・ 認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性などについての連携
  - ・ いじめにいたる問題行動については、校長・副校長・児童指導主任に報告し、全職員にも周知し共通理解を図る。

### ③いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録・正確に事実関係を把握

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

### ④家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・ 児童指導だよりによる学校独自のいじめ対策の取組みについて発信
- ・ 児童・保護者との話し合い・指導（校長・副校長・教務主任・担任・養護教諭・特別支援コーディネーター）

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報
- ・ 専門機関との連携（市教育センター・児童相談所・県教育センター・医療機関等）

## 3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認

を正確かつ迅速，組織的に行うとともに，直ちに市教育委員会に報告する。また，市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに，必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

### 3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに，魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより，保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い，周知を図り，いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され，実効性のあるものとなっているかについて，「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり，本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど，P C D Aサイクルを踏まえて，取り組み内容や取組方法を改善する。